

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 14日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

氏名 高砂市上下水道事業管理者
江谷 恭一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

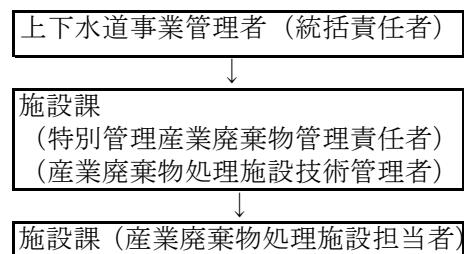
電話番号 079-432-7670

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	米田水源地
事業場の所在地	高砂市米田町米田新300番地
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3611 上水道業
②事業の規模	年間処理水量 12,403,841m ³ (令和3年度)
③従業員数	9名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[浄水施設] --> B[無機性汚泥]; B --> C[汚泥濃縮施設]; C --> D[汚泥脱水施設]; D --> E[脱水汚泥]; E --> F[委託処理]</pre> The flowchart illustrates the industrial waste treatment process. It starts with '淨水施設' (Water Purification Facility) leading to '無機性汚泥' (Inorganic Sludge). This then leads to '汚泥濃縮施設' (Sludge Thickening Facility). From there, it branches: one path goes to '汚泥脱水施設' (Sludge Dewatering Facility), and another path goes directly to '脱水汚泥' (Dewatered Sludge), which then leads to '委託処理' (Commissioned Treatment).

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2,985 t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状 • 原水の状況に合わせた適切量の薬剤注入 • 機械式脱水施設の優先的な利用			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2,985 t	t
(今後実施する予定の取組)			
②計画 • 機械式脱水施設の定期的なメンテナンスによる能力保持			

産業廃棄物の分別に関する事項

	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	• 無機性汚泥のみ
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	• 現状のまま

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	0200 汚泥		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t		t
①現状 (これまでに実施した取組) -			
②計画 (今後実施する予定の取組) -			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 3 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	0200 汚泥		
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t		t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2,781 t		t
①現状 (これまでに実施した取組) ・機械式脱水施設の導入による安定的処理			
②計画 (今後実施する予定の取組) ・今後とも天日乾燥床を極力使用せずに機械式脱水施設を利用			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	t
(これまでに実施した取組) -			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	t
(今後実施する予定の取組) -			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	204 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	t
	再生利用業者への 処理委託量	129 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	t
(これまでに実施した取組) ・大阪湾広域臨海環境整備センターに処分委託し、港湾設備用地の造成 に利用しているほか、再生利用業者と処理委託契約し、再資源化（肥料化）して有効利用を行っている。			

【目標】			
産業廃棄物の種類		0200 汚泥	
全処理委託量		204 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量		- t	t
再生利用業者への 処理委託量		129 t	t
認定熱回収業者への 処理委託量		- t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		- t	t
②計画 (今後実施する予定の取組) ・大阪湾広域臨海整備センターと再生利用業者への委託を併用し、極力資源化を図る			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。